

## ソフトウェア使用許諾約款（無償版）

本ソフトウェア使用許諾約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様と株式会社スマートエナジー研究所（以下「当社」といいます。）との間における本ソフトウェア（第1条にて定義します。）の使用許諾条件について定めたものです。

お客様は、本ソフトウェアを使用可能な状態にした時点で、本約款に同意したものとみなされます。

### 第1条 （定義）

「本ソフトウェア」とは、当社がお客様に対して使用許諾するソフトウェアをいいます。

### 第2条 （使用許諾）

- 1 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの非独占的な使用権を許諾（以下「本ライセンス」といいます。）します。
- 2 本ソフトウェアは、本ライセンス1つにつき、1つのOS上でのみ使用することができます。
- 3 本ソフトウェアは、無償版であるため、以下の場合を除き、個人的にのみ使用することができます（組織的な活動の一環としての使用はできません。）
  - ① 組織において学術研究の目的で使用する場合（ただし、授業や会議等の複数名による使用はできません。）
  - ② 組織において本ソフトウェアの機能確認・試用の目的で使用する場合
  - ③ 本ソフトウェアの有償版ライセンスを有する企業との共同プロジェクトにおいて使用する場合
  - ④ その他当社が個別に認めた場合

### 第3条 （禁止事項）

お客様において以下の行為を行うことは禁止されます。

- ① 第三者に対し、本ソフトウェアを使用させ、またはレンタル、リース、もしくはサブライセンスすること
- ② 本ソフトウェアを複製、変更、修正、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルし、またはそれらを第三者に行わせること
- ③ 本ソフトウェアに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去または変更すること

### 第4条 （本ソフトウェアに関する権利）

本ソフトウェアに関する所有権、知的財産権その他一切の権利は、当社に帰属します。

### 第5条 （保証および責任）

- 1 当社は、本ソフトウェアに関して、プログラミング上の誤りその他の瑕疵がないこと、お客様の特定の目的に適合すること、ならびに本ソフトウェアおよびその使用がお客様または第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についても保証を行うものではありません。また、本ソフトウェアの使用によるシミュレーションの結果等についても、当社は、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本ソフトウェアに関して、お客様に生じた損害または第三者からの請求に基

づくお客様の損害について、一切の責任を負いません。

第6条 (サポートサービス)

本ソフトウェアは、無償版であるため、当社は、本ソフトウェアのアップデートの提供を保証するものではなく、一切の技術サポートも行いません。

第7条 (使用環境)

- 1 本ソフトウェアの使用にはインターネットへの接続が必要です。通信機器の準備、回線利用契約等のインターネット環境の整備は、お客様が自己の費用と責任において行うものとします。
- 2 当社は、お客様が本ソフトウェアを使用するためのネットワーク接続を行うことができる動作環境にあることを保証せず、また、お客様のインターネット環境の不具合等により本ソフトウェアを使用できなかった場合でも、一切の責任を負いません。
- 3 本ソフトウェアは、お客様に通知を行うことなく、ライセンス認証、クラッシュレポートの送信等の本ソフトウェアの使用または性能の向上に必要な範囲で、お客様の通信機器をインターネットに自動的に接続し、情報を取得・送信することができ、お客様はこれに同意するものとします。

第8条 (輸出管理)

本ソフトウェアを日本国外で使用する場合には、輸出管理法その他関連する法令・規制をお客様自らの責任で遵守するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第9条 (解除)

- 1 お客様が本約款に定める条項に違反し、または当社がそのおそれがあると合理的に判断した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款に基づく契約を解除することができます。
- 2 解除に伴い生じたお客様の損害または第三者からの請求に基づくお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第10条 (本ソフトウェアの変更・使用の停止及び終了等)

- 1 当社は、お客様への通知なく、本ソフトウェアの瑕疵の修補、機能追加等の変更を実施することができるものとします。
- 2 当社は、以下の場合には、お客様への通知なく、ネットワーク接続によりお客様の本ソフトウェアの使用の全部または一部を停止することができるものとします。
  - ① 本ソフトウェアの点検・保守・更新作業等が必要な場合
  - ② お客様が本約款に定める条項に違反していると当社が判断した場合
  - ③ コンピュータシステム、通信回線またはクラウドサービス等が事故その他の理由により停止した場合
  - ④ 地震、水害その他の天災地変、火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議その他不可抗力もしくは非常事態が発生した場合
  - ⑤ その他本ソフトウェアの使用を停止する必要があると当社が判断した場合
- 3 当社は、事前に電子メールの送信、当社ウェブサイトでの告知またはその他当社が適切と判断する方法でお客様に通知することにより、当社の裁量で、本ソフトウェアの全部又は一部の使用許諾を終了することができるものとし、これにより本約款に基づ

く契約は終了するものとします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知を行わない場合があります。

- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害または第三者からの請求に基づくお客様の損害について、一切の責任を負いません。

#### 第11条 (契約終了時の措置)

理由の如何を問わず、本約款に基づく契約が終了した場合（お客様が自身の判断で本ソフトウェアの使用を中止した場合を含みます。）、お客様は、それ以降、本ソフトウェアを使用することはできず、本ソフトウェアを破棄する義務を負います。

#### 第12条 (本約款の変更)

- 1 本約款の内容は、日本国内における法令等の変更、または当社の事情により変更することができるものとします。
- 2 当社が約款の変更を行う場合、電子メールの送信、当社ウェブサイトでの告知またはその他当社が適切と判断する方法により、変更後の約款の内容及び効力発生日を事前にお客様に通知するものとします。
- 3 お客様が前項の効力発生日以降に本ソフトウェアを使用したときは、お客様が変更後の約款に同意したものとみなします。

#### 第13条 (合意管轄)

本約款に関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上